

平成26年1月10日

各都道府県剣道連盟
専務理事・理事長 殿

全日本剣道連盟
副会長兼専務理事 福本修二
〔公印省略〕

剣道七段・六段審査会申込み者の受審会場変更および
剣道八段・七段・六段、申込み締切り後の取り返し返金について

標記の件につきまして、審査会における当日欠席者の中には、申込みをしたが、仕事等の都合でやむを得ず申込み場所で受審できないで欠席している方がおります。

つきましては、本年4～5月の京都府・愛知県で実施いたします剣道七段・六段審査会に受審される方について、下記により受審場所の変更を認めます。

なお、剣道八段・七段・六段審査会申込み締切り後の取り返し返金の申し出については下記の期日までといたします。

記

変更を認める者

- 1 平成26年4～5月実施の剣道七段・六段審査会(京都府・愛知県)に申込みをしている者。
- 2 都道府県剣道連盟より書面またはFAXにより、七段の変更通知を4月15日(火)、六段の変更通知を4月16日(水)までに、全日本剣道連盟に提出した者。

返金受付期日

- 1 剣道八段・七段・六段審査会(京都府)申込み締切り後の返金の申し出受け付けは、所定の様式を使い、都道府県剣道連盟より書面またはFAXにより、返金申し出を4月15日(火)までに、全日本剣道連盟に提出した者。
- 1 剣道七段・六段審査会(愛知県)申込み締切り後の返金の申し出受け付けは、所定の様式を使い、都道府県剣道連盟より書面またはFAXにより、返金申し出を4月26日(土)までに、全日本剣道連盟に提出した者。

以 上